第二十四条　歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

（歯科技工士法施行規則の一部改正）

様式第三十六号を次のように改める。

様式第三十六号（第百十七条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領収控　国庫金　送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金

第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。